

神奈川県エコファーマー認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定のうち、エコファーマーの認定について、神奈川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（以下「計画認定要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「エコファーマー」とは、法第2条第4項第1号に規定された活動（堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動）に取り組み、化学肥料及び化学農薬の使用量を「神奈川県『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』における慣行レベル」から30%以上削減する目標とした実施計画について、知事から認定を受けた農業者又は農業者が組織する団体のことをいう。

(申請者の要件)

第3条 計画認定要領第2の規定により、第1条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、販売を目的に生産を行う者に限る。

(実施計画の認定申請)

第4条 申請者は、計画認定要領第7の規定に基づき必要な書類を提出する。

2 申請者は計画認定要領別記様式第1号の3（5）を別紙に差し替えて提出するものとする。

3 申請の受付は、年4回とし、受付期間は、次のとおりとする。

第1四半期分（6月認定） 4月1日～15日

第2四半期分（9月認定） 7月1日～15日

第3四半期分（12月認定）10月1日～15日

第4四半期分（3月認定） 1月4日～19日

4 農業技術センター所長又は各地区事務所長（以下「農業技術センター所長等」という。）は、申請者が実施計画を作成するにあたり、導入技術の妥当性等、積極的に指導、助言を行うよう努める。

(実施計画の認定)

第5条 環境農政局農水産部長（以下「農水産部長」という。）は、エコファーマー認定審査会（以下「認定審査会」という。）を開催し、認定審査会で実施計画が「神奈川県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（以下「指針」という。）に照らし適切なものであるか審査を行う。なお、指針

に記載のない作物の審査にあたっては、本県における栽培状況等を勘案し、認定審査会において個別に判断する。知事は、認定審査会の結果、実施計画が適切であると認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 知事は、実施計画の認定をしたときは、計画認定要領別記様式第3号に加え、エコファーマー認定書（第1号様式）を申請者に交付するものとする。
- 3 知事は、エコファーマーとして認定しないときは、エコファーマー不認定通知書（第2号様式）により認定しない理由を記載の上、申請者へ通知するものとする。
- 4 知事は、第2項の通知をしたときは、環境負荷低減事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。）の所在する市町村の長に対して、第3号様式により、エコファーマーとして認定した旨を通知するものとする。
- 5 農水産部長は、申請結果について実施区域を所管する農業技術センター所長等に通知するものとする。
- 6 知事は、実施計画の認定をしたときは、申請者の承諾を得た上で、申請書に記載された内容の公開及びPRを積極的に行うものとする。
- 7 エコファーマーは、認定期間終了後に、新たに認定を受けた際には、以前の認定番号を継続して使用する。

（実施計画の変更）

第6条 計画認定要領第4の1に基づき生産方式の導入についての実施計画を追加しようとする農業者は、変更認定申請書（第4号様式）その他必要な書類を添付して、知事に提出するものとする。

- 2 エコファーマーは、当該認定に係る実施計画の作物別生産方式導入計画及び生産方式の内容（別紙）を変更しようとするときは、変更認定申請書（第4号様式）その他必要な書類を添付して、知事に提出するものとする。
- 3 実施計画の変更の認定については、前二条の規定を準用する。
- 4 変更の認定をする場合、その認定期間は、変更前の認定の残存期間とする。

（認定期間）

第7条 エコファーマーの認定期間は、計画認定要領別記様式第3号の認定期間とする。

（認定の取消）

第8条 知事は、次のときにエコファーマーの認定を取り消すことができる。

- （1）エコファーマーが実施計画に従って生産方式の導入を行っていないと認めるとき
- （2）認定を受けた者から認定取消申出書（第5号様式）により申し出があったとき
- （3）その他、認定審査会で必要と認めたとき

- 2 知事は、認定を取り消すときは、その旨を理由とともに認定取消通知書

(第6号様式)により当該農業者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の通知をしたときは、実施区域の所在する市町村長に対して、通知するものとする。
- 4 農水産部長は、前項の通知があったときは、実施区域を所管する農業技術センター所長等に通知するものとする。

(書類の提出先等)

第9条 第5条第2項から第4項(第6条第3項において準用する場合を含む。)、前条第2項及び第3項に係る通知等は、計画認定要領第7の2に準ずる。

- 2 第6条第1項及び前条第1項第2号に係る書類は、計画認定要領第7の1に準ずる。
- 3 前二項について、計画認定要領第7の3に準ずる。
- 4 第4条第1項に係る書類を提出する際、実施区域を所管する地域県政総合センター(横浜市、川崎市にあっては横浜川崎地区農政事務所。)の所長は、必要に応じて現地調査を行った上で、申請書及び実施計画に申請者一覧表を添付して、受付期間翌月の1日までに農水産部長に進達するものとする。

(旧持続農業法の取り扱い)

第10条 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号。令和4年7月1日廃止。以下「旧持続農業法」という。)に基づき計画認定された者(以下「旧法認定者」という。)であっても、実施計画の認定を申請することができるものとする。ただし、旧法認定者が第5条第1項の認定を受けた場合は、旧持続農業法での認定は取消すものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月25日から施行する。

神奈川県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画要領(平成11年施行。)は、廃止する。ただし、旧法認定者の持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の変更及び認定の取消しについては、従前の要領によることとする。

なお、旧法認定者は、旧持続農業法に基づいて認定を受けた計画と同一の作物とその作型において、この要領に基づく計画の認定を受けようとするとき、「神奈川県『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』における慣行レベル」に類する、化学肥料及び化学農薬の使用量の慣行的基準から30%以上削減する

目標とした実施計画についても、第5条で定めるエコファーマー認定審査会において適当と認められた場合には、認定を受けることができる。

ただし、この措置は、当該旧法認定者の認定期間の終日の翌日から起算して1年を経過した日まで適用するものとする。

附 則

この要領は、令和7年3月25日から施行する。